

資料提供	
令和6年6月3日	
担当課 (担当)	教育総務課 茂上
電話	0857-26-7505

## 第10期鳥取県教育審議会の公募委員の募集について

鳥取県教育委員会では、「鳥取県教育審議会」を平成18年から設置しており、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興を図るための様々な意見をいただいています。

このたび、第9期鳥取県教育審議会の委員の任期満了に伴い、一般県民の立場で鳥取県の教育に関する情報や意見をいただくための委員を募集します。

### 記

事項	概要
募集人員	1名
審議会委員の役割	審議会に出席する等して、県の教育施策等について審議する。
任期	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで(2年間)
応募資格	鳥取県民であり、次の全ての条件を満たしている者(キについては、生涯学習分科会を希望する場合のみ該当) ア 学校教育、社会教育、家庭教育等、鳥取県の教育に関心があり、県民の立場から情報や意見を提供することが可能な者 イ 県内に在住する満18歳以上の者(令和6年10月1日現在) ウ 平日の会議に出席できる者(開催場所は原則鳥取市内) エ 県の他の附属機関の委員に就任していない者 オ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない者 カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない者 キ 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者(鳥取県社会教育委員に関する条例第2条による) なお、本審議会には、学校等教育分科会、学校運営分科会、生涯学習分科会(鳥取県社会教育委員を兼務)の3分科会があり、いずれか希望する分科会に所属する。
応募方法	応募用紙に必要事項、応募理由と抱負800字程度、希望する分科会等を記入し、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで提出してください。 <応募期間> 令和6年6月10日(月)～同月27日(木)消印有効(18日間) <提出先> 鳥取県教育委員会事務局教育総務課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地 電話：0857-26-7505/ファクシミリ：0857-26-8185 電子メール：kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp(件名：審議会委員応募)
選考方法	応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い、委員を決定します。
審議会の開催	年2～6回程度(分科会、審議する内容により回数は変わります。) 平日2時間程度、原則鳥取市内で開催します。
委員報酬等	県の規定により報酬、交通費を支給します。